

圓牌と稱するもの)を帶ばしめるから、これ等の使者には鋪馬を與へよ、この牌を帶びず、軍情重事以外の公文を携行するものにはこれを與へてはならぬといふ上命のあつたことを知ることが出来る。然らばこの新圓牌と稱せられたものが如何なる事情によりて制定せられることになつたかといふと、これについては經世大典站赤六、仁宗の延祐二年二月二十七日の條を見れば明かである。即ち

是日中書省又奏。去年典瑞監爲ニ差レ使金字圓牌不_ザ敷。増_メ造_ス五十面。當時曾奉_テ聖旨。追_シ究_キ往_キ前_ニ已_ニ發_シ未_ダレ納_ル之數。且謂_フ今後非_レ軍情重事。不_ト得_レ差_ラ使。未_ダレ幾典瑞取_リ勘_ス初置圓牌。總_{ベテ}二百七十二面。自_ニ至元十五年_一以後。給_{シテ}付_シ諸人_ニ未_ダレ納_ル。及_ビ值_ヒ諸王失_レ列_一吉。要_シ木_一兒_ノ叛_ル亂_等。賚_シ帶_テ前去。或_ハ爲_ニ元_一魯_ノ思_{シテ}隱_{スル}占_ル行使者有_レ之。難_シ以_テ窮_シ究_ス。以_テ此世祖皇帝不_レ用_ニ舊來牌面_一。規_{メテ}置_ニ此項圓牌_一。及_テ造_リ小圖書_一。鈴_シ印_シ馬數_一。以_テ爲_ニ記_ト驗_ト。今請_フ依_テ前旨_一。金字圓牌除_ク軍情大事_一外。不_レ令_レ差_ラ使。似_{タリ}爲_ニ便_ト益_ト。奉_ル旨_ニ是_也。宜_ク令_レ追_ハ之。都省欽_{ミテ}依_テ行_シ移_シ各處_ニ照會_一施行_{セシム}。

と見えてゐる。即ち前記至元十六年五月二十日の條に見える新圓牌といふものは、かゝる事情によつて、從來軍情重事の使臣の帶びた牌に代へて新たに作つたものであつて、その牌の性質は勿論從來のものとは異るところ無かつたのである。こゝに於てかこれより後は、この同一性質を有する牌を新圓牌或は單に圓牌、またはその金・銀字の相違によりて、各々金・銀字圓牌と稱したものに外ならぬ。

此の如く所謂圓牌は既に至元十五年以後その弊害に堪へないで、遅くとも既に十六年には制定せられて行はれたものである。然らばこの年以前に於てこれと同一の性質を有する圓牌といふものは何であるかといふと、現在の史